

秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年12月24日秦野市条例第23号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	秦野市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年12月24日秦野市条例第23号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秦野市個人番号の利用事務を定める条例（平成27年10月21日秦野市条例第21号）別表第10の項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年12月24日秦野市条例第23号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日条例第23号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日条例第23号)秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第7条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号イ	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日条例第23号)第4条第1項秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年12月24日規則第20号）第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	